

意見書記載に当たっての留意事項

- 1 意見書の記載は、耳鼻咽喉科専門医又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が記載してください。
- 2 高齢者難聴用の補聴器購入費の助成対象者は、医師が補聴器装用の必要性を認める65歳以上の在宅者のうち、身体障害者手帳の交付対象とならない両耳とも聴力レベルが30デシベル以上の方です。
- 3 聴力測定は、純音オーディオメーター検査により、聴力レベルは会話音域の平均聴力レベルとし、周波数500ヘルツ、1,000ヘルツ、2,000ヘルツの純音に対する聴力レベル（デシベル値）をそれぞれa、b、cとした場合、次の算式により算定した数値としてください。

$$\frac{a+2b+c}{4}$$

4

- 4 「処方における特記事項」について、補聴器の左右と型式を記入してください。